

第725回通関協議会（本関地区）

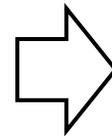
1. 日 時 平成 31年1月 9日（水） 12時より
2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室
3. 挨 拶
(1)藤田次長挨拶
4. 議 題 等(敬称略)
 - (1)平成31年の延滞税等の割合について
業務部 山田収納課長
 - (2)砂糖、でん粉及び加糖調製品を輸入する際の取扱いについて
業務部 永井統括審査官(通関総括第3部門)
 - (3)TPP11協定のEPA税率を適用してチーズ輸入される方へ(お知らせ)
業務部 小林首席関税鑑査官
 - (4)日EUEPAの原産地に関する事前教示について
業務部 中澤原産地調査官

その他・連絡事項等

<p>次回開催予定日 平成31年2月13日(水) 12:00～</p> <p>開催場所 横浜税関本関 7階 大会議室</p> <p>当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください</p> <p>公益財団法人日本関税協会横浜支部</p> <p>TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758</p> <p>E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp</p>
--

平成31年1月1日から同年12月31日までの延滞税等の割合について

	内容	本則	特例【現行】 (平成25年度改正 平成26年1月1日施行)		平成31年	(参考) 平成30年
					財務大臣告示 割合:0.6%	財務大臣告示 割合0.6%
延滞税	法定納期限を徒 過し履行遅滞と なった納税者に課 されるもの	納期限の翌日から2か月を 経過する日まで (納期限後2ヶ月以内につい ては、早期納付を促す観点から 低い利率)	【特例基準割合】(※注1) 財務大臣が告示した割合0.6% + 1%	(※注2) + 1%	2.6%	2.6%
		納期限の翌日から2か月を 経過する日後	【特例基準割合】(※注1) 財務大臣が告示した割合0.6% + 1%	(※注2) + 7.3%	8.9%	8.9%
還付加算金	国から納税者への過誤納 金の還付等に付される利 息	7.3%	【特例基準割合】(※注1)(※注3) 財務大臣が告示した割合0.6% + 1%		1.6%	1.6%



(※注1)「特例基準割合」：各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付の平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日まで財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう(租税特別措置法第93条第2項)。

<根拠法令>

- ①関税法
 - 第12条第1項(延滞税の割合)、第13条第2項(還付加算金の割合)、附則(昭29.4法61)第3項(延滞税の割合の特例)(※注2)、第5項(還付加算金の割合の特例)(※注3)
- ②国税通則法
 - 第60条第2項(延滞税の割合)、第58条第1項(還付加算金の割合)
- ③租税特別措置法
 - 第94条第1項(延滞税の割合の特例)、第95条(還付加算金の割合の特例)
- ④地方税法
 - 第72条の100第2項(貨物割に係る延滞税)、第72条の104第3項(貨物割に係る還付加算金)、第72条の106第1項(貨物割に係る延滞税の計算)、同条第2項(貨物割に係る還付加算金の計算)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 (財務・農林水産四)

〔告 示〕

○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書A及び附属書Cの改正に関する件 (外務三八〇)
○円借款の供与に関する件 (日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三八一))
○アフガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する件 (日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件 (同三八二))
○イエメン共和国におけるアデン市及びムカツラ市における廃棄物処理及び上下水道機関に対する危機対応支援計画のための贈与に関する件 (日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件 (同三八三))

○シリア・アラブ共和国における東グータにおける人道的早期復旧及び強靱性強化計画のための贈与に関する件 (日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件 (同三八四))

○平成三十年台風第二十一号に係る関税法第二条の第三第一項の規定による指定地域について別に定める日を指定する件 (財務三三四)

○平成三十年北海道胆振東部地震に係る関税法第二条の第三第一項の規定による指定地域について別に定める日を指定する件 (同三三五)

○租税特別措置法第九十三条第二項の規定に基づき、平成三十一年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を告示する件 (同三三六)

○北海道の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件 (国税庁二六)

○北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件 (厚生労働四一一)

○北海道の一部の地域における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金に関する納付の期限を指定する件 (同四一二)

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件 (同四一三)

○保安林の指定を解除する件 (農林水産二六八四、二六八八)

○保安林の指定実施要件を変更する件 (同二六八九、二六九八)
○特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第八条第一項の規定に基づき許可製造数量の増加許可申請の受付期間を定める件 (経済産業二二九九)

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件 (国土交通一三二二)

○砂防法第二条の土地を指定する件 (同三三二、一三三三)

○海上における射撃訓練を実施する件 (防衛二五二、二五五)

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件 (同二五六)

○道路に関する件 (東北地方整備局二二六)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項
会計検査院法施行規則第八条第一項の規定に基づき、院長が欠けたとき又は事故のあるときに、その職務を代わって行う検査官を定めた件 (会計検査院公示一)

〔公 告〕
諸事項

官庁
財団、有権者申出方、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他

官庁

官庁

官庁

官庁

官庁

官庁

官庁

官庁

○外務省告示第三百八十四号
平成三十年十二月三日にニューヨークで、シリ
ア・アラブ共和国における東グータにおける人道
的早期復旧及び強靱性強化計画のための贈与に關
する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画と
の間に行われた。

- 1 協力の目的及び内容 東グータにおける人道
的早期復旧及び強靱性強化計画を実施するため
に必要な生産物及び役務の購入
- 2 贈与額 五億五千七百万円
- 3 署名者
日 本 側 別所浩郎国際連合日本政府代表部大使
ムラッド・ワフバ総裁補
兼アラブ局長

平成三十年十二月十二日 外務大臣 河野 太郎

○財務省告示第三百三十四号
関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条
の第三項の規定に基づき、財務大臣が平成三十
年台風第二十一号による同項に規定する指定地域
への影響の程度を勘案して別に定める日を次のよ
うに定める。

平成三十年十二月十二日 財務大臣 麻生 太郎

財務大臣が平成三十年台風第二十一号による次
に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該
指定地域に係る別に定める日を平成三十一年一月
三十日とする。

都道府県	指定地域
福井県	敦賀市 名古屋市 豊橋市 弥富市 海部郡飛島村
愛知県	四日市市 三重郡菟野町 南牟婁郡紀宝町
三重県	四日市市 三重郡菟野町 南牟婁郡紀宝町
京都府	京都市
大阪府	大阪市 堺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 茨木市 泉佐野市

○財務省告示第三百三十五号
関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条
の第三項の規定に基づき、財務大臣が平成三十
年北海道胆振東部地震による同項に規定する指定
地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次
のように定める。

徳島県	高石市 泉南市 泉南郡田尻町
兵庫県	神戸市 西宮市 尼崎市
阿南市	

平成三十年十二月十二日 財務大臣 麻生 太郎

財務大臣が平成三十年北海道胆振東部地震によ
る次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して
当該指定地域に係る別に定める日を平成三十一年
一月三十日とする。

北海道	指定地域

○財務省告示第三百三十六号
租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)
第九十三条第二項の規定に基づき、平成三十一年
の同項に規定する財務大臣が告示する割合を次の
ように告示する。

平成三十年十二月十二日 財務大臣 麻生 太郎

年〇・六パーセント
○国税庁告示第二十六号
国税通則法施行令(昭和三十七年政令第三百三
十五号)第三条第一項の規定に基づき、北海道の一
部の地域における国税に関する申告期限等を延長
する件(平成三十年国税庁告示第二十一号)にお
いて別途国税庁告示で定めることとされている期
日は、その期限が平成三十年九月六日から平成三
十一年一月三十日までの間に到来するものについ
て、平成三十一年一月三十一日とする。

平成三十年十二月十二日 国税庁長官 藤井 健志

○厚生労働省告示第四百十一号
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十
八条、船員保険法(昭和十四年法律第七十二号)
第十三条、船員保険法(昭和十四年法律第七十二号)
第十三条、厚生年金保険法(昭和二十九年法

律第百十五号)第八十九条(厚生年金保険の保険
給付及び保険料の納付の特例等)に関する法律(平
成十九年法律第三十一号)以下「厚生年金特例
法」という。第二条第八項又は子ども・子育て支
援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条
第一項の規定によりその例によることとされる場
合を含む。)、障害者の雇用の促進等に関する法律
(昭和三十五年法律第百二十三号)第六十二条及
び労働保険の徴収等に関する法律(昭和
四十四年法律第八十四号)以下「徴収法」という。
第三十条(失業保険法及び労働者災害補償保険法
の一部を改正する法律及び労働者の健康保険料の徴
収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)以下
「整備法」という。第十九条第三項又は石綿に
よる健康被害の救済に関する法律(平成十八年法
律第四号)以下「石綿健康被害救済法」という。
第三十八条第一項の規定により準用される場合を
含む。の規定によりその例によることとされる国
税通則法(昭和三十三年法律第六十六号)第十一
条及び国税通則法施行令(昭和三十三年政令第百
三十五号)第三条第一項の規定に基づき、北海道
の一部の地域における社会保険料及び労働保険料
等に関する納期限等を延長する件(平成三十年厚
生労働省告示第三百六十二号)において別途厚生
労働省告示で定めることとされている期日であつ
て、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、公
的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚
生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十
五年法律第六十三号)以下「平成二十五年厚生年
金等改正法」という。附則第五条第一項の規定に
よるなおその効力を有するものとされた平成二十
五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前
の厚生年金保険法を含む。)、厚生年金特例法(平
成二十五年厚生年金等改正法附則第四十一条第一
項及び第二項の規定によりなおその効力を有す
るものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附
則第四十条の規定による改正前の厚生年金特例
法を含む。)、及び子ども・子育て支援法に基づく納
付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域
に所在地を有する事業所又は事務所(健康保険法
に基づく期限については、全国健康保険協会の管
掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所
に限る。)、の事業主、当該地域に住所を有する
事務所の所在地を有する船舶所有者(船員保険法
第三条の規定する場合において、同条の規定によ
り船舶所有者の規定が適用される者)、当該地
域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年

厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する
存続厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚
生年金保険法附則第四条の第三項の規定による
被保険者(同条第七項ただし書に規定する事業主
の同意がない者に限る。)、及び国民年金法等の一部
を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)附
則第五号第十三号に規定する第四種被保険者並び
に当該地域に住所を有する事業所若しくは事務
所の所在地を有する厚生年金特例法第二条第一項
に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有
する同条第三項に規定する役員に係るもの、障害
者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二
款の規定に基づき申告書の提出、納付又は徴収に
関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所
在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整
備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提
出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域
に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成三
十年九月六日において、労働保険事務組合であつ
て当該地域にその主たる事務所の所在地を有する
もの(以下「特定事務組合」という)に労働保険
事務を委託している事業主又は特定事務組合に係
るもので、その期限が同日から平成三十一年一月
三十日までの間に到来するものについて、同月三
十一日とする。

平成三十年十二月十二日 厚生労働大臣 根本 匠

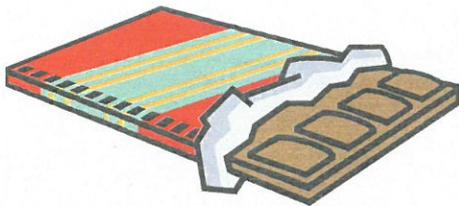
都道府県名	地 域
北海道	勇払郡厚真町 勇払郡安平町 勇払郡むかわ町

○厚生労働省告示第四百十二号
確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働
省令第七十五号)第十六条の二第二項及び第四
項の規定に基づき、北海道の一部の地域における
事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特
例(平成三十年厚生労働省告示第三百六十三号)
により、同条第一項又は第三項に規定する厚生勞
働大臣が定める場合として指定された場合におけ
る同条第二項又は第四項に規定する厚生労働大臣
が定める日は、平成三十一年一月三十一日とする。

平成三十年十二月十二日 厚生労働大臣 根本 匠

alic 加糖調製品を輸入する皆様へ 機構（alic）から重要なお知らせ

➤ 平成30年12月30日（日）午前0時にTPP11協定が発効し、同日以降に輸入申告を行う加糖調製品は、法律により輸入申告の前に、機構（alic）への売渡しが必要となります。



新たに機構への売渡しの対象となる輸入加糖調製品

- ✓ 全世界から輸入される砂糖とココア粉や粉乳などを混合した加糖調製品（一部対象外（注1））。
- ✓ 対象となる品目は以下の統計品目番号（HSコード（注2））。

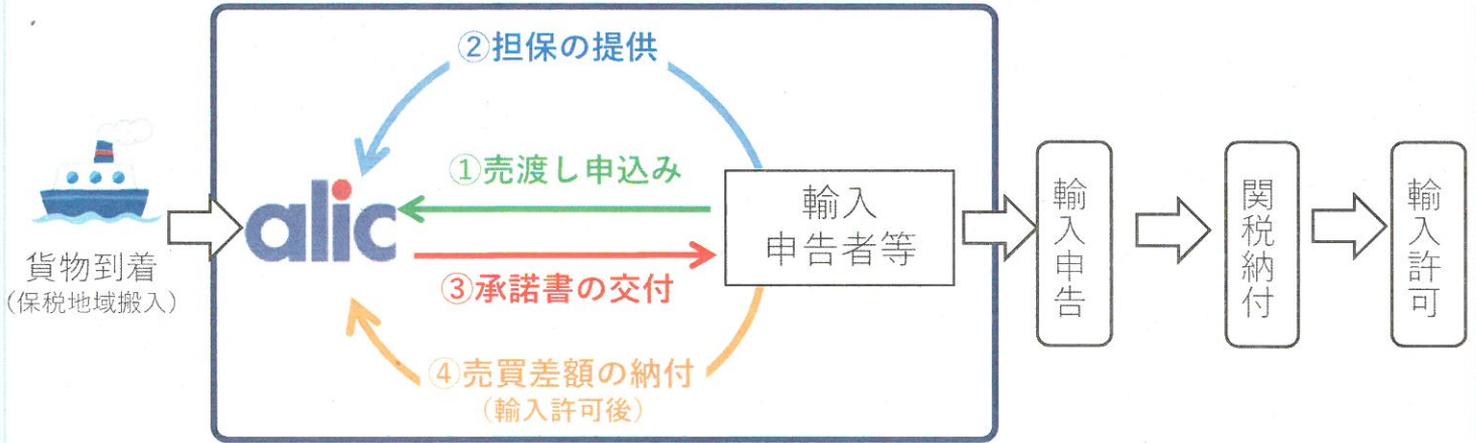
種類	統計品目番号（現行のHSコード）			
ココア調製品	1806.10-100	1806.20-111	1806.20-190	1806.32-211 1806.90-211
粉乳調製品	1901.90-219	2106.90-283	2106.90-284	
調製した豆	2005.40-190	2005.51-190		
コーヒー調製品	2101.11-100	2101.12-110	2101.12-246	
その他調製品	2101.20-246	2106.10-219	2106.90-251	2106.90-281 2106.90-282 2106.90-510 2106.90-590

（注1）対象外となるのは、TPP11協定の関税割当の適用を受けて輸入されるもの及びTPP11協定の適用国から輸入されるアンダーラインのもの。

（注2）HSコードの下3桁が赤字のものは、統計コードが砂糖が50%以上のものとそれ以外に細分化されるもの。

機構への輸入加糖調製品の売渡しのイメージ

- ✓ 輸入申告の前に、機構に輸入加糖調製品の売渡し及び買戻しの手続きを行い、輸入許可後にその売買差額を納付。
- ✓ 輸入申告書の添付資料として、機構が発行する「買入れ及び売戻し承諾書」が関税法第70条の他法令証明として必要。



売買差額の負担額のイメージ

- ✓ TPP 11協定の発効日（平成30年12月30日）以降は、現行の譲許水準の範囲内で、関税（暫定税率）と売買差額の両方を負担。
- ✓ 売買差額は、譲許税率と関税の差額部分となる。

（例：ココア調製品 1806.20-190）

（例：ソルビトール調製品 2106.90-510）



（注）上記の図は一例であり、種類に応じて譲許税率と関税は異なる。

<問い合わせ窓口>

独立行政法人農畜産業振興機構

特産調整部 輸入調整第二課

電話：03-3583-8775 / F A X：03-3583-8762

URL：https://www.alic.go.jp

alic

検索

最新情報は、
こちらからアクセス。



alic

TPP11 協定 (CPTPP) の EPA 税率を適用してチーズを輸入される方へ (お知らせ)

TPP11 協定 (CPTPP) の附属書 2-D (日本国の関税率表) に記載される「クリームチーズ」及び「ソフトチーズ」の規定は、具体的には下記 1. のとおりとなります。また、輸入申告の際の取り扱いは下記 2. のとおりとなりますので、輸入申告の際の参考としてください。

記

1. 「クリームチーズ」及び「ソフトチーズ」の規定について

(1) 第 0406.10 号のうち、クリームチーズについては以下のとおり規定されています。

「クリームチーズ (コーデックスのクリームチーズの規格 (CODEX STANDARD 275-1973) に記載されているもの。軟質で展延性のある熟成していないリンドレスチーズであって、乾燥固形分における乳脂肪、無脂肪状態における水分、かつ、全重量における乾燥固形分が、それぞれ同基準に記載されている最小含有率を超えるものに限る。)」

具体的には、0406.10-090 に分類されるフレッシュチーズのうち、以下の要件をすべて満たすものとなります。

- ・展延性がある (塗ってなめらかに延ばすことができる) こと
- ・リンドレスである (外皮がない) こと
- ・乾燥固形分における乳脂肪が 25% を超えること
- ・無脂肪状態における水分が 67% を超えること
- ・全重量における乾燥固形分が 22% を超えること

(2) 第 0406.90 号のうち、ソフトチーズについては以下のとおり規定されています。

「ソフトチーズ (コーデックスのチーズの一般規格 (CODEX STANDARD 283-1978) の 7.1.1 において定義される軟質に指定される無脂肪状態における水分を超えるものに限る。)」

具体的には、0406.90-090 に分類されるその他のチーズのうち、無脂肪状態における水分が 67% を超えるものとなります。したがって、0406.90-090 に分類されるもののうち「その他のもの」とは、無脂肪状態における水分が 67% 以下のものとなります。

(参考1) TPP11 協定 (CPTPP) におけるチーズの譲許内容の概要

品目コード	品名	譲許内容の概要	
0406. 10-090	フレッシュチーズ	クリームチーズ (乳脂肪が全重量の 45%未満)	段階的に 16 年目に撤廃
		クリームチーズ (乳脂肪が全重量の 45%以上)	即時 10%削減
		その他のもの	MFN
0406. 90-090	その他のチーズ	ソフトチーズ	MFN
		その他のもの	段階的に 16 年目に撤廃

(参考2) 各数値の計算方法

$$\begin{aligned} \text{・乾燥固形分における乳脂肪(\%)} &= \frac{\text{チーズ中の脂肪}}{\text{チーズの全重量} - \text{チーズ中の水分}} \times 100 \\ \text{・無脂肪状態における水分(\%)} &= \frac{\text{チーズ中の水分}}{\text{チーズの全重量} - \text{チーズ中の脂肪}} \times 100 \\ \text{・全重量中の乾燥固形分(\%)} &= \frac{\text{チーズの全重量} - \text{チーズ中の水分}}{\text{チーズの全重量}} \times 100 \end{aligned}$$

2. 輸入申告について

0406. 10-090 のうち「クリームチーズ」又は 0406. 90-090 のうち「その他のもの」として、TPP11 協定 (CPTPP) の EPA 税率を適用して輸入申告を行う場合には、輸入貨物が上記の数値基準を満たすことを示す資料をインボイス等の通関関係書類と共に提出して下さい。また、性状に関する要件を満たすか否かは輸入時の状態により判断されますので、輸入貨物が要件を満たすことを確認したうえで、適切に輸入申告を行ってください。

なお、EPA 税率の適用要件を満たすことを確認するため、輸入貨物の製造工程や成分分析結果等の提示を求める場合があります。

(以上)